

松阪市洪水ハザードマップ原稿データ作成業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、松阪市（以下「甲」という。）が発注する「松阪市洪水ハザードマップ原稿データ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2条 業務目的

本業務は、洪水発生時における住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川の氾濫等による浸水想定区域の実情や避難場所等を調査し、災害時の減災対策に活用できる「松阪市洪水ハザードマップ」の原稿データを作成するものであり、平常時から、市民の防災意識の向上を図り、水害時の人命的被害等を最小限に防ぐことを目的とする。

第3条 準拠する資料

本業務は、本仕様書、「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」に基づくほか、関係法令通達書等に準拠して実施するものとする。

第4条 疑義の解決

本仕様書に明示なき事項および疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

第5条 作業計画

乙は、作業の実施に先立ち、下記の作業計画に関する書類等を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務計画書
- (3) その他「甲」が必要とする書類

第6条 議事録の作成

乙は、本業務に関する打合せ又は協議内容について、議事録を作成し、甲の確認を受けなければならぬ。

第7条 成果品の帰属等

本業務の成果品は全て甲に帰属するものとし、乙は、成果品および収集した資料等を甲の許可なく他に公表してはならない。

第8条 検査

乙は業務の遂行に当たり、隨時作業の進捗状況を甲に報告するとともに、全工程完了後、検査を受けなければならない。

第9条 秘密の保持

乙は、本業務を履行する過程において知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。

第10条 乙の資格等

乙は、受注した業務を確実に履行できることを証明するため、以下の実績・資格を有するものとする。

- (1) 過去10年間に、自治体で洪水ハザードマップ作成業務の実績を有すること。

第11条 契約期間

契約締結日から令和2年3月2日（月）まで

第2章 業務内容

第12条 業務概要

本業務は、洪水ハザードマップを作成するための調査及びマップの原稿データの作成であり、範囲は阪内川水系、金剛川水系、三渡川水系、碧川水系の4水系、並びに当該4水系に加えて雲出川水系、櫛田川水系をあわせた市内全域6水系をまとめ合わせたものを対象とし、国土交通省・三重県から提供される対象河川の「浸水想定区域図」並びに松阪市における過去の浸水実績等を考慮した区域を表示するとともに、気象・洪水の受信方法、避難情報の伝達方法、避難場所などを周知用として併せて表示する。

業務実施基礎事項

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 基図の作成
- (4) 避難場所の見直し
- (5) 記載項目等の内容検討
- (6) 洪水ハザードマップ原案作成
- (7) 報告書・電子データの作成
- (8) ホームページ公開用データの作成

第13条 計画準備

計画準備は、業務の実施に先立ち、本市における防災の実態を把握し、工期および地域の状況を考慮して工程毎の詳細な作業計画を立案するとともに、浸水が予想される区域、地域などを考慮して、作成範囲、記載する情報項目、体裁（大きさや基図の縮尺等）の基本条件を検討する。

第14条 資料収集整理

資料収集整理は、国土交通省・三重県から提供される対象河川の浸水データを基に、浸水状況に係わる情報を整理・検討する。また、ハザードマップ記載項目の根拠資料として用いる避難情報資料、防災情報資料、その他作成にあたって必要な資料を収集整理する。

また、国土交通省・三重県がホームページ等に公開している浸水想定区域図と本業務に用いる電子データを重ね合わせて対象河川の浸水範囲を確認し、差異がないか確認すること。差異がある場合、ハザードマップ原案データが正しい範囲になるよう対応すること。

第15条 基図の作成

本事業に用いる基図は、三重県市町総合事務組合発行の「共有デジタル地図」データを使用し、洪水ハザードマップ作成区域について、適正な縮尺及び図化範囲等を検討したうえで、作成した基図(案)を甲に提示し、承認を得るものとする。

・縮尺 1／15,000 程度

第16条 避難場所の見直し

浸水想定区域、浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域等を基に避難先の検討をし、避難場所の見直しを行うものとする。

第17条 記載項目等の内容検討

下記の項目を基に、洪水ハザードマップに記載する防災関連情報を検討、整理するものとする。詳細は甲、乙協議により決定するものとする。

(1) 地図面

- ①想定最大規模の洪水に対する浸水区域と浸水深（三重県が作成する想定最大の浸水想定区域図）
- ②家屋倒壊等氾濫想定区域（早期の立退き避難が必要な区域）
- ③避難場所
- ④水位観測所等
- ⑤防災関係機関その他
- ⑥説明文（想定最大規模降雨に関する事項等）
- ⑦一覧表（避難場所・防災機関・医療施設等）
- ⑧凡例（想定浸水深区分等）
- ⑨各機関の問合せ先
- ⑩その他必要事項（幹線道路、アンダーパス等）

(2) 情報・学習面

- ①水害のシナリオ解説
- ②水害に備えた事前の準備と心構え等
- ③気象・洪水情報の受信方法
- ④避難時の心得、行動の解説
- ⑤避難行動に関するフロー
- ⑥家屋倒壊等氾濫想定区域の解説（図示）
- ⑦洪水時の水位について（避難勧告等を発令する水位）
- ⑧その他

第18条 洪水ハザードマップ原案作成

4 水系毎に整理した洪水ハザードマップデータを基に、総合的にとりまとめ、住民にわかりやすい地図デザイン・レイアウトにて色彩・タイトル・凡例等を整え、防災上の課題を整えたうえで作成するものとする。

また、市内全域6水系の浸水想定区域と浸水深を重ね合わせた洪水ハザードマップデータを基に、区割り（7図郭程度）を行い、総合的にとりまとめたものを併せて作成するものとする。

第19条 報告書・電子データの作成

洪水ハザードマップ原案および成果品作成は、今後の防災に関する業務への活用や防災関係機関との協議が円滑に行えるように、洪水ハザードマップ原案を画像データで作成するとともに、調査結果や検討事項をとりまとめ報告書を作成するものとする。

また、洪水ハザードマップの原案データは直ちに印刷の原版データとして扱えるよう、電子データPDF形式、TIFF形式（地図面：G I SデータとしてSHAPEまたはDXF形式、啓発情報面：イラストレータのデータとしてAI形式）を作成し、納品すること。

第19条 ホームページ公開用データの作成

作成したハザードマップは、市民に幅広く周知することを目的として、本市ホームページ公開用画像データ（PDF形式）を作成するものとする。

第20条 成果品

- | | |
|------------------|----|
| (1) 原稿データ | 1式 |
| (2) ホームページ掲載用データ | 1式 |
| (3) 業務報告書 | 1式 |

第3章 その他

- (1) 成果品や旅費、資料作成費等、本業務に係る費用は、すべて契約金額に含めること。なお、入札価格は契約金額から110分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる)とすること。また、本契約に係る支払いは、契約満了後に一括で支払うものとする。
- (2) 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従業員から支払い等の申し出があり、甲が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

連絡先

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市建設部土木課河川雨水対策係 担当 山下
電話：0598-53-4144 FAX：0598-26-8184